

## ひょうご木の匠登録制度実施要綱

平成25年3月12日林第1810号  
農政環境部長通知  
平成31年2月7日林第1555号  
農政環境部長通知

### (目的)

第1条 この要綱は、兵庫県産木材を使用した木造住宅の建築の担い手である工務店をひょうご木の匠として登録することにより、県産木材を取り扱う事業者として広く県民に周知するとともに、当該工務店の県産木材の利用意欲の喚起を図り、もって兵庫県産木材の利用促進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 兵庫県産木材 兵庫県産木材の利用促進に関する条例（平成29年6月12日兵庫県条例第19号）第2条第1項第2号に定めるものをいう。
- (2) 合法的に産出された木材 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）その他関係法令が定めた手続きを行って伐採された木材をいう。

### (ひょうご木の匠の登録)

第3条 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者（以下「建設業者」という。）は、兵庫県産木材を使用した木造住宅の建築を推進する事業者（以下「ひょうご木の匠」という。）である旨の知事の登録を受けることができる。

2 登録の有効期間は、登録を受けた日から3年以内とする。

### (登録の申請)

第4条 前条の規定によるひょうご木の匠の登録を受けようとする建設業者は、ひょうご木の匠登録申請書（様式第1号）に建設業法第3条第1項の規定による許可に係る通知書の写し若しくは同項の規定による許可を受けたことを証する書類及び誓約書（様式第2号）を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、第1項の規定による登録を、ひょうご木の匠の名称により行うものとする。

3 第1項の提出があった場合において、第3条第2項の期間の満了の日までに前項の登録が行われないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその登録がされるまでの間は、なおその効力を有する。

### (ひょうご木の匠の登録の基準等)

第5条 知事は、前条第1項に規定する登録の申請があった場合において、申請をした建設業者の業務の状況等が次の各号のいずれにも適合すると認めるときに、第3条第1項の規定による登録を行うものとする。

- (1) 兵庫県内に事業所又は事務所を置いており、建設業法その他の法令を遵守していること。
- (2) 構造計算を行うなど性能が明確な木造住宅を供給できる体制を有していること。
- (3) 梁や桁などこれまで兵庫県産木材の利用が低位な部材に兵庫県産木材を利用する技術等を有していること。
- (4) 兵庫県産木材を使用した木造住宅等の建築戸数や兵庫県産木材の使用量を増加させる計画を有

すること

- (5) 産地見学会や住宅セミナー等を開催するなど消費者に対して、兵庫県産木材に関する情報を積極的に提供していること、又は提供する計画を有すること
- 2 知事は、前条第1項の申請をした者が前項各号に掲げる基準に適合するかを確認するため必要な調査を行うことができる。
- 3 知事は、第3条第1項の登録をしたときは、当該申請をした建設業者に対して、ひょうご木の匠として登録されたことを証するひょうご木の匠登録証（様式第3号）を交付するとともに、遅滞なく、当該ひょうご木の匠についてひょうご木の匠登録簿（様式第4号）を調製し、一般の閲覧に供するものとする。

（ひょうご木の匠の業務）

第6条 ひょうご木の匠は、次の各号に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 兵庫県産木材を使用した堅牢かつ健康的な木造住宅を建築すること。
  - (2) 兵庫県産木材を使用して建築した木造住宅について、兵庫県産木材利用木造住宅特別融資制度の利用を建築主に促すこと。
  - (3) 前条第1項第5号及び第6号の計画の達成に努めること
  - (4) 兵庫県産木材に関する情報を消費者等に積極的に提供し、兵庫県産木材への理解と信頼の向上に努めること
  - (5) 県が行う兵庫県産木材の使用の状況に関する調査に協力すること。
- 2 ひょうご木の匠は、前項に規定する業務に係る当該年度の実施結果について、ひょうご木の匠業務実績等報告書（様式第5号）により当該年度終了後の4ヶ月以内までに知事に報告しなければならない。

（ひょうご木の匠に係る変更等）

- 第7条 ひょうご木の匠は、ひょうご木の匠登録申請書の内容について変更が生じた場合は、ひょうご木の匠変更届（様式第5号）により当該変更に係る事項について速やかに知事に届け出なければならない。この場合において、第5条第3項の規定により交付を受けたひょうご木の匠登録証の記載事項に変更を要するときは、ひょうご木の匠は、ひょうご木の匠変更届に当該ひょうご木の匠登録証を添えて知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定によりひょうご木の匠登録証の提出を受けた場合は、当該変更に係る事項に基づき木の匠登録証を改めて作成し、当該ひょうご木の匠に対して交付しなければならない。

（ひょうご木の匠の承継）

- 第8条 ひょうご木の匠について合併又は分割があったときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりひょうご木の匠の業務を承継した法人は、当該ひょうご木の匠の当該登録に基づく地位を承継する。
- 2 前項の規定によりひょうご木の匠の地位を承継した者は、ひょうご木の匠承継届（様式第7号）に承継の事実を証する書面及び第5条第3項の規定により従前のひょうご木の匠に対して交付された木の匠登録書を添えて速やかに知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、第1項の規定によりひょうご木の匠の地位を承継した建設業者に対して、改めてひょうご木の匠登録証を交付しなければならない。

（ひょうご木の匠の廃止）

- 第9条 ひょうご木の匠は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当した場合に、当該各号に掲げる者が、ひょうご木の匠業務廃止届（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

- (1) ひょうご木の匠としての業務を廃止したとき 代表者であった者
  - (2) 死亡したとき その相続人
  - (3) 破産手続開始の決定があったとき その破産管財人
  - (4) 法人が合併により解散したとき その法人を代表する役員であった者
  - (5) 法人が第3号又は第4号以外の事由により解散したとき その清算人
- 2 ひょうご木の匠は、前項のひょうご木の匠業務廃止届を提出するときは、併せて第5条第3項の規定により交付を受けたひょうご木の匠登録証を知事に返納しなければならない。

(ひょうご木の匠の登録の抹消)

- 第10条 知事は、ひょうご木の匠に係る第6条第1項各号に掲げる業務の状況が適切でないと認めるとき又は第11条の規定により登録を取り消したときは、当該ひょうご木の匠に対する第3条第1項の規定による登録を抹消することができる。
- 2 知事は、第1項の規定によりひょうご木の匠の登録を抹消したときは、その旨を当該登録の抹消を受けた建設業者に対して抹消の理由を付して書面により通知するとともに、当該建設業者に係るひょうご木の匠登録簿を閉鎖するものとする。
- 3 第1項の規定による登録の抹消を受けた建設業者は、第5条第3項の規定により交付を受けたひょうご木の匠登録証を速やかに知事に返納しなければならない。

(登録の取消し等)

- 第11条 知事は、登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。
- (1) 不正の手段によって登録を受けたとき。
  - (2) 第7条第1項、第8条第2項若しくは第9条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
  - (3) 次条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による立ち入り検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(報告の徴収等)

- 第12条 知事は、本制度の適正な運営を確保するため、ひょうご木の匠に対し、必要な事項についての報告又は資料の提出を求めることができる。
- 2 知事は、本制度の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員にひょうご木の匠の事務所その他業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ又は関係人に質問させるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月12日より施行する。
- 2 この要綱は、平成31年2月7日より施行する。